（別表）

| 名称及び記号 | 利率（年） | 償還期限 | 発行額（額面金額） |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（二十年）（第八十六回） | 二・三％ | 平成三十八年三月二十日 | 百三十億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第八十七回） | 二・二％ | 平成三十八年三月二十日 | 十億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第八十八回） | 二・三％ | 平成三十八年六月二十日 | 四十億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第八十九回） | 二・二％ | 平成三十八年六月二十日 | 二百八十三億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第九十三回） | 二・〇％ | 平成三十九年三月二十日 | 十億円 |
| 利付国庫債券（二十年）（第百十七回） | 二・一％ | 平成四十二年三月二十日 | 七十八億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第六回） | 二・四％ | 平成四十三年十一月二十日 | 二百三十億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十一回） | 一・七％ | 平成四十五年六月二十日 | 十一億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十二回） | 二・一％ | 平成四十五年九月二十日 | 一億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十三回） | 二・〇％ | 平成四十五年十二月二十日 | 二十二億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十四回） | 二・四％ | 平成四十六年三月二十日 | 二百二十四億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十五回） | 二・五％ | 平成四十六年六月二十日 | 二百三億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十六回） | 二・五％ | 平成四十六年九月二十日 | 三十二億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第十八回） | 二・三％ | 平成四十七年三月二十日 | 三百四十億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第二十回） | 二・五％ | 平成四十七年九月二十日 | 十三億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第二十三回） | 二・五％ | 平成四十八年六月二十日 | 八十億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第二十四回） | 二・五％ | 平成四十八年九月二十日 | 一億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第二十六回） | 二・四％ | 平成四十九年三月二十日 | 四十七億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第二十八回） | 二・五％ | 平成五十年三月二十日 | 二百一億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第三十回） | 二・三％ | 平成五十一年三月二十日 | 六百二十二億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第三十一回） | 二・二％ | 平成五十一年九月二十日 | 四百億円 |
| 利付国庫債券（三十年）（第三十二回） | 二・三％ | 平成五十二年三月二十日 | 二十億円 |

**○財務省告示第七号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年十二月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年一月六日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百七十七回、第二百七十八回、第二百七十九回、第二百八十回、第二百八十二回、第二百八十四回、第二百八十五回、第二百八十七回、第二百八十一回及び第二百九十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十八億円

内訳（別表のとおり）

三千百七十四億四千二百七十一万八千円

五万円

七　払込金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八　最低額面金額

九　振替単位

十　発行日　平成二十二年十二月二十一日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\text{第十七号に規定する利回り}-\text{募入利格差}\right)\times\text{残存年数}\times\frac{100}{100}$$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365